令和6年5月13日厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年 法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和6年8月9日までに国家公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法に定める定年(60歳等)に達する職員
- (4) 令和6年5月23日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年5月23日から令和6年8月9日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者
- 2 募集人数

20人

3 募集の期間(約2か月)

令和6年5月23日(木)午前9時30分から 令和6年8月9日(金)午後6時15分まで ※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和6年5月31日(金)から令和6年8月9日(金)まで ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、 職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要 な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」 (別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛 に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:

XFAX:

○担当窓口:厚生労働省大臣官房人事課任用第一係

電話: (内線)

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する ※ 令和6年8月9日(金)までに通知する予定 ※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者 の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日 までに別紙様式1と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先

- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること (職員個人のアドレスに送付しないこと)
- (注) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不 認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由 がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民 の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合

実施 権者	区分	募集の対象	募集 人員	備考
		左記のもののうち一般職の職員の給		
	厚生労働本省及び中央労働委	与に関する法律の医療職俸給表(一)		
	員会事務局に勤務するもの	の適用を受ける職員以外のもので、令		
		和6年8月9日に50歳以上のもの		
	各検疫所に勤務するもののう	左記のもののうち令和6年8月9日	,	,
	ち厚生労働大臣により任命さ	に45歳以上※のもの		
	れたもの			
	10/400	左記のもののうち一般職の職員の給		
	国立ハンセン病療養所に勤務	与に関する法律の行政職俸給表(一)		
	するもののうち厚生労働大臣	の適用を受けるもので、令和6年8月		
	により任命されたもの	9日に45歳以上のもの		20
		左記のもののうち令和6年8月9日		
	国立医薬品食品衛生研究所に	に45歳以上※のもの		
	勤務するもののうち厚生労働	12年3歳以上来のもの		
	大臣により任命されたもの	= = × = =		
	国立保健医療科学院に勤務す	左記のもののうち令和6年8月9日		
	るもののうち厚生労働大臣に	に45歳以上※のもの		※ただし退
	より任命されたもの			職すべき期
厚生	国立社会保障・人口問題研究	左記のもののうち令和6年8月9日	合計	間の末日に
労働	所に勤務するもののうち厚生	に50歳以上※のもの	2 0	おいて定年
大臣	労働大臣により任命されたも		人	前15年内
	0			の年齢以上
	国立感染症研究所に勤務する	左記のもののうち令和6年8月9日		であること
	もののうち厚生労働大臣によ			
	り任命されたもの	1	- 11	
	> Imple date of a	左記のもののうち一般職の職員の給		
		与に関する法律の医療職俸給表(一)		
	各地方厚生局及び四国厚生支	の適用を受ける職員以外のもの(ただ		
	局に勤務するもののうち厚生	し、行政職俸給表(一)の適用を受け		
	労働大臣により任命されたも	るものは5級以上)で、令和6年8月		5
	0	9日に45歳以上のもの(ただし、本		
		省籍のものは50歳以上とする。)		
		左記のもののうち本省籍のもので、		•
	0	令和6年8月9日に50歳以上のもの		
	│ │各都道府県労働局に勤務する	THU TUNE OF COMMENT		
	もののうち厚生労働大臣によ			
	り任命されたもの			3
	7 12 HP C 10/2 00/2			
	= (

令和6年8月14日厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年 法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和6年10月4日までに国家公務員法の一部 を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法 に定める定年(60歳等)に達する職員
- (4) 令和6年8月22日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年8月22日から令和6年10月4日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

20人

3 募集の期間(約1.5か月)

令和6年8月22日(木)午前 9時30分から 令和6年10月4日(金)午後 6時15分まで ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和6年8月26日(月)から令和6年10月4日(金)まで ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、 職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要 な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」 (別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛 に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:

※FAX:

○担当窓口:厚生労働省大臣官房人事課任用第一係

電話:

(内線)

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和6年10月4日(金)までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、(注) のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者 の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日 までに別紙様式1と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先

- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること (職員個人のアドレスに送付しないこと)
- (注) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不 認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合

実施	区分	募集の対象	募集	備考
権者	<u>~</u>		人員)HI 75
		左記のもののうち一般職の職員の給		
	厚生労働本省及び中央労働委	与に関する法律の医療職俸給表(一)		
	員会事務局に勤務するもの	の適用を受ける職員以外のもので、令		
		和6年10月4日に50歳以上のもの		
	各検疫所に勤務するもののう	左記のもののうち令和6年10月4		
	ち厚生労働大臣により任命さ	日に45歳以上※のもの	'	
	れたもの			
	日立いいたい病療薬に物及	左記のもののうち一般職の職員の給		
	国立ハンセン病療養所に勤務	与に関する法律の行政職俸給表(一)		
	するもののうち厚生労働大臣	の適用を受けるもので、令和6年10		Į.
	により任命されたもの	月4日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に	左記のもののうち令和6年10月4		
	国立医衆印度印刷王町先別に 勤務するもののうち厚生労働	│ │日に45歳以上※のもの		
	動物するもののうらは生労働 大臣により任命されたもの			
	入臣により任命されたもの			1
	国立保健医療科学院に勤務す	左記のもののうち令和6年10月4		※ただし退
	るもののうち厚生労働大臣に	日に45歳以上※のもの		職すべき期
	より任命されたもの			間の末日に
厚生	国立社会保障・人口問題研究	左記のもののうち令和6年10月4	合計	おいて、引
労働	所に勤務するもののうち厚生	日に50歳以上※のもの	2 0	き上げ前の
大臣	労働大臣により任命されたも		人	定年前15
	o •	**		年内の年齢
	国立感染症研究所に勤務する	左記のもののうち令和6年10月4		以上である
	もののうち厚生労働大臣によ	日に45歳以上※のもの		こと
	り任命されたもの	· ·		
		左記のもののうち一般職の職員の給		
		 与に関する法律の医療職俸給表(一)		
	各地方厚生局及び四国厚生支	│ │の適用を受ける職員以外のもの(ただ		
	局に勤務するもののうち厚生	│ │ し、行政職俸給表(一)の適用を受け		
	労働大臣により任命されたも	るものは5級以上)で、令和6月10		
	Ø	│ │月4日に45歳以上のもの(ただし、		
		 本省籍のものは50歳以上とする。)		
		左記のもののうち本省籍のもので、		
		令和6年10月4日に50歳以上のも		
	各都道府県労働局に勤務する	<i>σ</i>		
	もののうち厚生労働大臣によ	*		
	り任命されたもの			
		- I		
		*		

令和6年11月7日厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年 法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

ただし、次の(1) から(4) までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和7年1月10日までに国家公務員法の一部 を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法 に定める定年(60歳等)に達する職員
- (4) 令和6年11月14日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、 故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合にお る懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年 11月14日から令和7年1月10日まで(募集の期間内)に懲戒処 分を受けた者

2 募集人数

15人

3 募集の期間(約2か月)

令和6年11月14日(木)午前 9時30分から 令和7年1月10日(金)午後 6時15分まで ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和6年11月28日 (木) から令和7年1月10日 (金) まで ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」 (別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛 に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:

※FAX:

○担当窓口:厚生労働省大臣官房人事課任用第一係

電話: (内線)

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する ※ 令和7年1月10日(金)までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、(注) のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者 の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日 までに別紙様式1と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先

- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること (職員個人のアドレスに送付しないこと)
- (注) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不 認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合

実施 権者	区分	募集の対象	募集 人員	備考
		左記のもののうち一般職の職員の給		* 1
	厚生労働本省及び中央労働委	与に関する法律の医療職俸給表(一)		
	員会事務局に勤務するもの	の適用を受ける職員以外のもので、令		
	-	和7年1月10日に50歳以上のもの		
	各検疫所に勤務するもののう	左記のもののうち令和7年1月10	1	
	ち厚生労働大臣により任命さ	日に45歳以上※のもの		
	れたもの			
		左記のもののうち一般職の職員の給	Ì	
	国立ハンセン病療養所に勤務	 与に関する法律の行政職俸給表(一)	N	
	するもののうち厚生労働大臣	 の適用を受けるもので、令和7年1月		
	により任命されたもの	10日に45歳以上のもの		
	同士医 苯 贝泰贝德生亚南部(c	左記のもののうち令和7年1月10	Ì	
	国立医薬品食品衛生研究所に	日に45歳以上※のもの		.3
	勤務するもののうち厚生労働			
	大臣により任命されたもの			
	国立保健医療科学院に勤務す	左記のもののうち令和7年1月10		※ただしぇ
	るもののうち厚生労働大臣に	日に45歳以上※のもの		職すべき
	より任命されたもの			間の末日
厚生	国立社会保障・人口問題研究	左記のもののうち令和7年1月10	合計	おいて、
労働	所に勤務するもののうち厚生	日に50歳以上※のもの	1 5	き上げ前の
大臣	労働大臣により任命されたも		人	定年前1
	Ø	*		年内の年
	国立感染症研究所に勤務する	左記のもののうち令和7年1月10		以上である
	もののうち厚生労働大臣によ	日に45歳以上※のもの		こと
	り任命されたもの			
		左記のもののうち一般職の職員の給		==
	友以 士 医士里来《四国医士士	与に関する法律の医療職俸給表(一)		
	各地方厚生局及び四国厚生支	の適用を受ける職員以外のもの(ただ	*	
9	局に勤務するもののうち厚生	し、行政職俸給表(一)の適用を受け		
	労働大臣により任命されたも	るものは5級以上)で、令和7月1月	2	
	0	10日に45歳以上のもの(ただし、	,	
	*	本省籍のものは50歳以上とする。)	=	
		左記のもののうち本省籍のもので、		
		令和7年1月10日に50歳以上のも		
	各都道府県労働局に勤務する	σ ·	1.	
	もののうち厚生労働大臣によ	and a second second		
	り任命されたもの			
		· 8		
	A P			

令和7年1月21日厚生労働大臣

厚生労働省早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年 法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

別紙のとおり

ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和7年4月3日までに国家公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法に定める定年(60歳等)に達する職員
- (4) 令和7年1月24日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和7年1月24日から令和7年4月3日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

45人

3 募集の期間(約2か月)

令和7年1月24日(金)午前 9時30分から 令和7年4月3日(木)午後 6時15分まで ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年1月27日(月)から令和7年4月3日(木)まで ※認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、 職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要 な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」 (別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛 に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:

※FAX: ▮

○担当窓口:厚生労働省大臣官房人事課任用第一係

電話:

(内線)

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する ※ 令和7年4月3日(木)までに通知する予定 ※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者 の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日 までに別紙様式1と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先

- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること (職員個人のアドレスに送付しないこと)
- (注) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不 認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由 がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民 の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合

実施 権者	区分	募集の対象	募集 人員	備考
		左記のもののうち一般職の職員の給		
	厚生労働本省及び中央労働委	与に関する法律の医療職俸給表(一)		
	員会事務局に勤務するもの	の適用を受ける職員以外のもので、令		
		和7年4月3日に50歳以上のもの		
	各検疫所に勤務するもののう	左記のもののうち令和7年4月3日		
	ち厚生労働大臣により任命さ	に45歳以上※のもの		
	れたもの	8		
	国力ハンよい病療養部に数数	左記のもののうち一般職の職員の給		
	国立ハンセン病療養所に勤務	与に関する法律の行政職俸給表(一)		
	するもののうち厚生労働大臣	の適用を受けるもので、令和7年4月		
	により任命されたもの 	3日に45歳以上のもの		
	国立医薬品食品衛生研究所に	左記のもののうち令和7年4月3日		
	勤務するもののうち厚生労働	に45歳以上※のもの		
	大臣により任命されたもの	1/4		
	大田により江町とれたもの			
	国立保健医療科学院に勤務す	左記のもののうち令和7年4月3日		
	るもののうち厚生労働大臣に	に45歳以上※のもの		
	より任命されたもの			※ただし退
	国立社会保障・人口問題研究	左記のもののうち令和7年4月3日		職すべき期
	所に勤務するもののうち厚生	に50歳以上※のもの		間の末日に
厚生	労働大臣により任命されたも	×	合計	おいて、引
労働	<u>の</u>		4 5	き上げ前の
大臣	国立感染症研究所に勤務する	左記のもののうち令和7年4月3日	人	定年前15
	もののうち厚生労働大臣によ	に45歳以上※のもの		年内の年齢
	り任命されたもの			以上である
	国立障害者リハビリテーショ	左記のもののうち一般職の職員の給		こと
	ンセンターに勤務するものの	与に関する法律の医療職俸給表(一)		
٠.	うち厚生労働大臣により任命	の適用を受ける職員以外のもので、令		
	されたもの	和7年4月3日に45歳以上※のもの		
		左記のもののうち一般職の職員の給		
	 各地方厚生局及び四国厚生支	与に関する法律の医療職俸給表(一)		
	日本地方学生局及び四国学生文 日本ののうち厚生	の適用を受ける職員以外のもの(ただ		
	労働大臣により任命されたも	し、行政職俸給表(一)の適用を受け		
		るものは5級以上)で、令和7年4月		
39 2	o .	3日に45歳以上のもの(ただし、本	20	
		省籍のものは50歳以上とする。)		
		左記のもののうち本省籍のもので、		
	W I	令和7年4月3日に50歳以上のもの		
	各都道府県労働局に勤務する	* · ·		
	もののうち厚生労働大臣によ			
	り任命されたもの			
	<			

令和6年11月11日小樽検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年 法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

小樽検疫所に勤務し、小樽検疫所長により任命され令和7年1月10日に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和7年1月10日までに国家公務員法の一部 を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員 法に定める定年(60歳等)に達する職員
- (4) 令和6年11月14日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、 故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合にお ける懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年11 月14日から令和7年1月10日まで(募集の期間内)に懲戒処分を 受けた者

2 募集人数若干名

3 募集の期間(約2か月)

令和6年11月14日(木)午前9時30分から 令和7年1月10日(金)午後6時15分まで ※ 初会により草焦の期間を延長したよきは恵まにその

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

- 令和6年11月28日(木)から令和7年1月10日(金)まで
 - ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
 - ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、 職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要 な限度で当該期日を延期することがあり得る

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」 (別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛 に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:
 - ○担当窓口:厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課 検疫所管理室 人事・給与係 (内線)

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する ※ 令和7年1月10日(金)までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注) のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者 の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日 までに別紙様式1と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先

- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること (職員個人のアドレスに送付しないこと)
- (注) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不 認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合

令和6年11月8日東京検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年 法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

東京検疫所に勤務し、東京検疫所長により任命され令和7年1月10日に 45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和7年1月10日までに国家公務員法の一部 を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員 法に定める定年(60歳等)に達する職員
- (4) 令和6年11月14日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、 故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合にお ける懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年11 月14日から令和7年1月10日まで(募集の期間内)に懲戒処分を 受けた者

2 募集人数 若干名

3 募集の期間(約2か月)

令和6年11月14日(木)午前 9時30分から 令和7年1月10日(金)午後 6時15分まで ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

- 令和6年11月28日(木)から令和7年1月10日(金)まで
 - ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
 - ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、 職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要 な限度で当該期日を延期することがあり得る

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」 (別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛 に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:
 - ○担当窓口:厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課 検疫所管理室 人事・給与係 (内線)
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する ※ 令和7年1月10日(金)までに通知する予定 ※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者 の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日 までに別紙様式1と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先

- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること (職員個人のアドレスに送付しないこと)
- (注) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不 認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合

令和7年1月21日東京検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年 法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

東京検疫所に勤務し、東京検疫所長により任命され令和7年4月3日に4 5歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和7年4月3日までに国家公務員法の一部を 改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法 に定める定年(60歳等)に達する職員
- (4) 令和7年1月24日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和7年1月24日から令和7年4月3日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2 募集人数 若干名

3 募集の期間(約2か月)

令和7年1月24日(金)午前 9時30分から 令和7年4月3日(木)午後 6時15分まで ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年1月27日(月)から令和7年4月3日(木)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、 職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要 な限度で当該期日を延期することがあり得る

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」 (別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛 に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:
 - ○担当窓口:厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課 検疫所管理室 人事・給与係 ■■■■■■■

電話: 内線)

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する ※ 令和7年4月3日(木)までに通知する予定 ※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先

- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること (職員個人のアドレスに送付しないこと)
- (注) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不 認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由 がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民 の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合

令和6年11月8日横浜検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年 法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

横浜検疫所に勤務し、横浜検疫所長により任命され令和7年1月10日に 45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和7年1月10日までに国家公務員法の一部 を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員 法に定める定年(60歳等)に達する職員
- (4) 令和6年11月14日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、 故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合にお ける懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年11 月14日から令和7年1月10日まで(募集の期間内)に懲戒処分を 受けた者

2 募集人数若干名

3 募集の期間(約2か月)令和6年11月14日(木)午前9時30分から令和7年1月10日(金)午後6時15分まで※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

- 令和6年11月28日(木)から令和7年1月10日(金)まで
 - ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
 - ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、 職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要 な限度で当該期日を延期することがあり得る

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」 (別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛 に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:
 - ○担当窓口:厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課 検疫所管理室 人事・給与係 (内線)
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する ※ 令和7年1月10日(金)までに通知する予定 ※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者 の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日 までに別紙様式1と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先

- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること (職員個人のアドレスに送付しないこと)
- (注) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不 認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合

令和7年1月22日 横 浜 検 疫 所 長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年 法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

横浜検疫所に勤務し、横浜検疫所長により任命され令和7年4月3日に4 5歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和7年4月3日までに国家公務員法の一部を 改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法 に定める定年(60歳等)に達する職員
- (4) 令和7年1月24日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和7年1月24日から令和7年4月3日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2 募集人数 若干名

3 募集の期間(約2か月)

令和7年1月24日(金)午前 9時30分から 令和7年4月3日(木)午後 6時15分まで ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年1月27日(月)から令和7年4月3日(木)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」 (別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛 に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:
 - ○担当窓口:厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課 検疫所管理室 人事・給与係 ■■■■■■

電話: (内線)

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する ※ 令和7年4月3日(木)までに通知する予定 ※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者 の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日 までに別紙様式1と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先

- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること (職員個人のアドレスに送付しないこと)
- (注) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不 認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合

令和6年11月11日 名古屋検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年 法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

名古屋検疫所に勤務し、名古屋検疫所長により任命され令和7年1月10 日に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和7年1月10日までに国家公務員法の一部 を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員 法に定める定年(60歳等)に達する職員
- (4) 令和6年11月14日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、 故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合にお ける懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年11 月14日から令和7年1月10日まで(募集の期間内)に懲戒処分を 受けた者

2 募集人数若干名

3 募集の期間(約2か月)

令和6年11月14日 (木) 午前 9時30分から 令和7年1月10日 (金) 午後 6時15分まで ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

- 令和6年11月28日(木)から令和7年1月10日(金)まで
 - ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
 - ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、 職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要 な限度で当該期日を延期することがあり得る

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」 (別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛 に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:
 - ○担当窓口:厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課 検疫所管理室 人事・給与係 ■■■■■■

電話: (内線)

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する ※ 令和7年1月10日(金)までに通知する予定 ※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者 の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日 までに別紙様式1と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先

- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること (職員個人のアドレスに送付しないこと)
- (注) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不 認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由 がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民 の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合

令和7年1月22日 名古屋検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年 法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

名古屋検疫所に勤務し、名古屋検疫所長により任命され令和7年4月3日 に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和7年4月3日までに国家公務員法の一部を 改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法 に定める定年(60歳等)に達する職員
- (4) 令和7年1月24日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和7年1月24日から令和7年4月3日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2 募集人数 若干名

3 募集の期間(約2か月)令和7年1月24日(金)午前9時30分から令和7年4月3日(木)午後6時15分まで※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間 令和7年1月27日(月)から令和7年4月3日(木)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、 職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要 な限度で当該期日を延期することがあり得る

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」 (別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛 に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:

電話: (内線)

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する ※ 令和7年4月3日(木)までに通知する予定 ※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者 の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日 までに別紙様式1と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先

- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること (職員個人のアドレスに送付しないこと)
- (注) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不 認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由 がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民 の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合

令和7年1月22日 関西空港検疫所長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年 法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

関西空港検疫所に勤務し、関西空港検疫所長により任命され令和7年4月 3日に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和7年4月3日までに国家公務員法の一部を 改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法 に定める定年(60歳等)に達する職員
- (4) 令和7年1月24日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和7年1月24日から令和7年4月3日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2 募集人数若干名

3 募集の期間(約2か月)

令和7年1月24日(金)午前 9時30分から 令和7年4月3日(木)午後 6時15分まで ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年1月27日(月)から令和7年4月3日(木)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、 職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要 な限度で当該期日を延期することがあり得る

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」 (別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛 に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:
 - ○担当窓口:厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課 検疫所管理室 人事・給与係 **■■■■■**

電話: (内線)

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する ※ 令和7年4月3日(木)までに通知する予定 ※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに別紙様式1と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先

- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること (職員個人のアドレスに送付しないこと)
- (注) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不 認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合

令和7年1月21日 那 覇 検 疫 所 長

早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年 法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

那覇検疫所に勤務し、那覇検疫所長により任命され令和7年4月3日に4 5歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、定年前15年内の年齢以上であること

ただし、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和7年4月3日までに国家公務員法の一部を 改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法 に定める定年(60歳等)に達する職員
- (4) 令和7年1月24日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和7年1月24日から令和7年4月3日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2 募集人数 若干名

3 募集の期間(約2か月) 令和7年1月24日(金)午前9時30分から 令和7年4月3日(木)午後6時15分まで ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年1月27日(月)から令和7年4月3日(木)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、 職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要 な限度で当該期日を延期することがあり得る

- ① 応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」 (別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛 に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:
 - ○担当窓口:厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課 検疫所管理室 人事・給与係 (内線) (内線)

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する ※ 令和7年4月3日(木)までに通知する予定 ※ 不認定になる場合は、(注)のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者 の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日 までに別紙様式1と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先

- ※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること (職員個人のアドレスに送付しないこと)
- (注) 応募者が次の(1) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不 認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由 がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民 の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合

令和7年2月17日 国立療養所大島青松園長

国立療養所大島青松園早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のと おり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の 2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

- ・国立療養所大島青松園に勤務するもののうち、園長により任命されたもの
- ・上記のもののうち、一般職の職員の給与に関する法律の海事職俸給表(二)の適用を 受けるもので、令和7年3月31日に45歳以上のもの

2 募集人数

- 1人 ※ 応募上限数2人
 - ※ 応募した職員の数が応募上限数である2人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は、直ちに周知する(詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について」を参照すること)
- 3 募集の期間(1か月半)

令和7年2月17日(月)午前8時30分から 令和7年3月31日(月)午後5時15分まで ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年3月1日(土)から令和7年3月31日(月)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保 に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書 面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延 期することがあり得る

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、 募集の期間内に、下記アドレスに原則電子メールにて提出する

○提出先:	
XFAX :	3

○担当窓口:国立療養所大島青松園庶務課庶務係長 ■

電話: 内線)

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 令和7年3月31日(月)までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する

6 本件に関する相談先

- (注1) 次の(1) から(4) までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 令和7年3月31日までに定年に達する職員
 - (4) 令和7年2月17日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和7年2月17日から令和7年3月31日まで(募集の期間内)懲戒処分を受けた者
- (注2) 応募者が次の(1) から(5) までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その 他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を 生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
 - (5) 上記(1) から(4) までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数2人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書きに規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書きに規定する必要な方法」等について

- 1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法
 - ①募集人数は I 人、応募受付人数の上限は 2 人とする。 ※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、 募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数(認定予定者数) より多い人数としている。
 - ②応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。 ※休職者等は、郵送での受付も可(要事前連絡)とし、事前連絡があった時刻を受付時 刻とする。
 - ③3番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
 - ④募集実施要項(注)に掲げる(I)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数がI人を超える場合には、上記②の受付時刻が後着の応募者を不認定する。
- 2. 応募申請書の提出に関する留意事項

応募の翌々日(土日祝は除く。)までに受付担当者から受付可否に関する連絡がない場合には、問合せ窓口に問い合わせること。

令和7年1月21日 国立医薬品食品衛生研究所長

国立医薬品食品衛生研究所早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年 法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

国立医薬品食品衛生研究所に勤務するもののうち国立医薬品食品衛生研究 所長により任命されたもので令和7年4月3日に45歳以上※のもの

※ただし退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること。

2 募集人数

1名 ※応募上限数2名

※応募した職員の数が応募上限数である2名に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する(詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」について」を参照すること。)。

3 募集の期間(約2か月)

令和7年1月24日(金)午前9時30分から 令和7年4月 3日(木)午後6時15分まで ※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和7年1月27日(月)から令和7年4月3日(木)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、 職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要 な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

①応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛てに原

則電子メールにて提出する。

○提出先アドレス:

○担当窓口:国立医薬品食品衛生研究所総務部総務課人事係

電話: 内線 内線

②選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。

※ 応募受付から14日以内に通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注2) のとおり。

- ③応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する。
- 6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ。

※電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。

- (注1)次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 退職すべき期日又は令和7年4月3日までに国家公務員法の一部 を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員 法に定める定年(60歳等)に達する職員
 - (4) 令和7年1月24日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意 又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における 懲戒処分を除く。以下同。)を受けている者又は令和7年1月24日 から令和7年4月3日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者
- (注2) 応募者が次の(1) から(5) までのいずれかに該当する場合には、 不認定となる。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
 - (5) 上記(1) から(4) までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項た

だし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

- 1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法
 - ①募集人数は1人、応募受付人数の上限は2人とする。 ※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募 受付人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、 募集人数(認定予定者数)より多い人数を設定している。
 - ②応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
 - ③3番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
 - ④募集実施要項(注2)に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とすることがある。
- 2. 応募申請書の提出に関する留意事項

令和6年8月27日 国立保健医療科学院長

国立保健医療科学院早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

国立保健医療科学院に勤務するもののうち、国立保健医療科学院長により任命されたもので、令和6年10月4日(退職すべき期間の末日)に45歳以上のもの。

※ ただし、退職すべき期間の末日において定年前15年内の年齢以上であること。

2 募集人数

3名 ※ 応募上限数5名

※ 応募した職員の数が応募上限数である5名に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。

その場合は直ちに周知する(詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第 5項ただし書きに規定する必要な方法等」について」)を参照すること)。

3 募集の期間(約2か月)

令和6年8月28日(水)午前9時15分から 令和6年10月4日(金)午後6時00分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和6年8月28日(水)から令和6年10月4日(金)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の 確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員 本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度 で当該期日を延期することがあり得る。

_	
_	応募の手続
\mathbf{a}	カンタマリノー 水電

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛てに原則電子メールにて提出する。

○提	出先ア	アドレス	:)	
*	FAX	:		

○担当窓口:国立保健医療科学院総務部総務課人事係

電話: (内線)

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 令和6年10月4日(金)までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」 (別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提 出する。
- 6 本件に関する相談先

- (注1) 次の(1) から(4) までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3)退職すべき期日又は令和6年10月4日までに国家公務員法の一部 を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員 法に定める定年(60歳等)に達する職員
 - (4) 令和6年8月22日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ)を受けている者又は令和6年8月22日から令和6年10月4日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者
- (注2) 応募者が次の(1) から(5) までのいずれかに該当する場合には、 不認定となる。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合

- (3)懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合
- (5) 上記(1) から(4) までのいずれにも該当しない応募者の数が 募集人数3名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5 項ただし書に規定する必要な方法」による場合(別添参照)

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法等」について

- 1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法
 - ①募集人数は3人、応募受付人数の上限は5人とする。

※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、 募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数(認定予定者数) より多い人数を設定している。

- ②応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③6番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④募集実施要項(注2)に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が3人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。
- 2. 応募申請書の提出に関する留意事項

令和7年1月24日国立感染症研究所長

国立感染症研究所早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

国立感染症研究所に勤務するもののうち、国立感染症研究所長により任命されたもので、令和7年3月31日(退職すべき期間の末日)に45歳以上のもの

※ただし、退職すべき期間の末日において、引き上げ前の定年前15年内 の年齢以上であること

2 募集人数

3名 ※応募上限数5名

※応募した職員の数が応募の上限数である5名に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する(詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書きに規定する必要な方法」等について」を参照すること)

3 募集の期間(約2か月)

令和7年1月27日(月)午前9時00分から 令和7年3月31日(月)午後5時45分まで ※都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年1月28日(火)から令和7年3月31日(月)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し 職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要 な限度で当該期日を延期することがあり得る

- 5 応募の手続
 - ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する

○提出先アドレス:

**FAX :

○担当窓口:国立感染症研究所 総務部人事課人事第一係

電話: 内線)

② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する

※ 令和7年3月31日(月)までに通知する予定

※ 不認定になる場合は、(注2) のとおり

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

- ※ 電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付する こと。(職員個人のアドレスに送付しないこと。)
- (注1) 次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をする ことができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 退職すべき期日又は令和7年3月31日までに国家公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法に定める定年(60歳等)に達する職員
 - (4) 令和7年1月27日(募集開始日)において懲戒処分(ただし 故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合に おける懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和7年1 月27日から令和7年3月31日まで(募集の期間内)に懲戒処分 を受けた者
- (注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合に は、不認定となる。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合

- (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
- (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合
- (5) 上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数3名を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

- 1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法
 - ①募集人数は3人、応募受付人数の上限は5人とする。
 - ※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、 募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数(認定予定者 数)より多い人数を設定している。
 - ②応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
 - ③6番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
 - ④募集実施要項(注2)に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が3人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

令和6年9月12日 国立障害者リハビリテーションセンター総長

国立障害者リハビリテーションセンター早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

| 募集の対象

国立障害者リハビリテーションセンターに勤務するもの(国立障害者リハビリテーションセンター総長により任命されたものに限る。)のうち、一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のものであって、令和6年11月30日に45歳以上のもの

ただし、次の(I) から(4) までのいずれかに該当する職員は応募をする ことができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和6年 | 0月4日までに国家公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第6 | 号)による改正前の国家公務員法に定める定年に達する職員
- (4) 令和6年9月20日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年9月20日から令和6年10月4日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

2 募集人数

1人 ※応募上限数2人

応募した職員の数が上限数に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は、メール等で直ちに周知を行う。(国家公務員 退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法等について)

3 募集の期間(約2週間)

令和6年 9月20日(金)午前 8時30分から 令和6年10月 4日(金)午後 5時15分まで ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和6年 | 0月28日(月)から令和6年 | 1月30日(土)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、 職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要 な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式 I) に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
 - 〇提出先アドレス:

※ FAX:

○担当窓口:国立障害者リハビリテーションセンター

管理部総務課人事係

雷話:

(内線)

- ② 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和6年 | 0月9日 (水) までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」 (別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提 出する
- 6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

- ※ 電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。(職員個人のアドレスに送付しないこと。)
- (注) 応募者が次の(I) から(5) までのいずれかに該当する場合には、不認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由 がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民 の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合
 - (5)上記(I)から(4)までのいずれかにも該当しない応募者の数が 募集人数 | 人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5 項ただし書きに規定する必要な方法」よる場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書きに規定する必要な方法」等について

- 1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法
 - ①募集人数は I 人、応募受付人数の上限は 2 人とする。 ※募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付人数は、 募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集人数(認定予定者数) より多い人数としている。
 - ②応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。 ※休職者等は、郵送での受付も可(要事前連絡)とし、事前連絡があった時刻を受付時 刻とする。
- ③3番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④募集実施要項(注)に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が1人を超える場合には、上記②の受付時刻が後着の応募者を不認定する。
- 2. 応募申請書の提出に関する留意事項

令和6年11月15日 国立障害者リハビリテーションセンター総長

国立障害者リハビリテーションセンター早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

Ⅰ 募集の対象

国立障害者リハビリテーションセンターに勤務するもの(国立障害者リハビリテーションセンター総長により任命されたものに限る。)のうち、一般職の職員の給与に関する法律の医療職俸給表(一)の適用を受ける職員以外のものであって、令和7年3月3|日に45歳以上のもの

ただし、次の(I)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をする ことができない

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- (3) 退職すべき期日又は令和7年 | 月 | 0日までに国家公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第6 | 号)による改正前の国家公務員法に定める定年に達する職員
- (4) 令和6年11月22日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年11月22日から令和7年1月10日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者
- 2 募集人数

5人

3 募集の期間(約Ⅰヶ月半)

令和6年 | |月22日(金)午前 8時30分から 令和7年 |月|0日(金)午後 5時 | 5分まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和6年 | 2月3 | 日(火)から令和7年3月3 | 日(月)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、

職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式 I) に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:

፠ FAX:

〇担当窓口:国立障害者リハビリテーションセンター

管理部総務課人**事**係

電話:

(内線)

- ② 認定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和7年 | 月 | 7日(金)までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、(注)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」 (別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提 出する
- 6 本件に関する相談先

上記5①「担当窓口」に同じ

- ※ 電子メールでの相談も受け付けるが、「提出先アドレス」に送付すること。(職員個人のアドレスに送付しないこと。)
- (注) 応募者が次の(I) から(4) までのいずれかに該当する場合には、不認定となる
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由 がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民 の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は 長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認め る場合

令和6年6月24日 関東信越厚生局長

関東信越厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象
	,	│ │ 左記のもののうち一般職の職員の
	<i>'</i>	給与に関する法律の医療職俸給表
	関東信越厚生局に勤務	(一) の適用を受ける職員以外のもの
関東信越	するもののうち関東信	で、令和6年9月30日に45歳以上
厚生局長	越厚生局長により任命	のもの
	されたもの	
		※その他応募をすることができない
		職員は(注1)のとおり

2 募集人数

- 2人 ※応募上限数3人
 - ※ 応募した職員の数が応募上限数である3人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する(詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること)

3 募集の期間(2週間)

令和6年7月 4日 (木) 午前 9時30分から 令和6年7月17日 (水) 午後 1時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和6年9月1日(日)から令和6年9月30日(月)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示 し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために 必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を 記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出す る
 - ○提出先アドレス:

総務課長補佐アドレス

○担当者名:

関東信越厚生局 総務課長 総務課長補佐

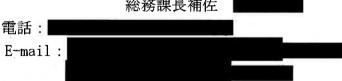


- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和6年7月31日(水)までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、(注2) のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請 書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方 法で提出する

6 本件に関する相談先(問合せ窓口)

関東信越厚生局 総務課長

総務課長補佐



- (注1)次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をするこ とができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 退職すべき期日又は令和6年7月17日までに国家公務員法の一部

を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員 法に定める定年(60歳等)に達する職員

- (4) 令和6年7月4日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意 又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における 懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年7月4日 から令和6年7月17日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者
- (注2) 応募者が次の(1) から(5) までのいずれかに該当する場合には、 不認定となる。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
 - (5) 上記(1) から(4) までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数2人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は2人、応募受付人数の上限は3人とする。
 - ※ 募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付 人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集 人数(認定予定者数)より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 4番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項(注2)に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当しない 応募者の数が2人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当 該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

令和6年6月19日近畿厚生局長

近畿厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象
近畿厚生局長	近畿厚生局に勤務する もののうち近畿厚生局 長により任命されたも の	左記のもののうち一般職の職員の 給与に関する法律の医療職俸給表 (一)の適用を受ける職員以外のもの で、令和6年9月30日に45歳以上 のもの ※その他応募をすることができない 職員は(注1)のとおり

2 募集人数

- 3人 ※応募上限数4人
 - ※ 応募した職員の数が応募上限数である4人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する(詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること)

3 募集の期間(31日間)

令和6年7月3日(水)午前 9時30分から 令和6年8月2日(金)午後 1時まで ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和6年9月1日(日)から令和6年9月30日(月)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示 し、職員本人の<u>書面による</u>同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために 必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:
 - ○担当者名 : 近畿厚生局 総務課 ■■
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和6年8月14日(水)までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先(問合せ窓口)

近畿厚生局	総務課		
電話:		【内線】	
E-mail:			

- (注1)次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3)退職すべき期日又は<u>令和6年8月2日</u>までに国家公務員法の一部を 改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法 に定める定年(60歳等)に達する職員
 - (4) 令和6年7月3日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意 又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における 懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年7月3日 から令和6年8月2日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者

- (注2) 応募者が次の(1) から(5) までのいずれかに該当する場合には、 不認定となる。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
 - (5) 上記(1) から(4) までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数3人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は3人、応募受付人数の上限は4人とする。
 - ※ 募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付 人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集 人数(認定予定者数)より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 5番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項(注2)に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当しない 応募者の数が3人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当 該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

令和6年12月13日近畿厚生局長

近畿厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象
近畿厚生局長	近畿厚生局に勤務する もののうち近畿厚生局 長により任命されたも の	左記のもののうち一般職の職員の 給与に関する法律の医療職俸給表 (一)の適用を受ける職員以外のもの で、 <u>令和7年3月31日</u> に45歳以上 のもの ※その他応募をすることができない 職員は(注1)のとおり

2 募集人数

- 3人 ※応募上限数4人
 - ※ 応募した職員の数が応募上限数である4人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する(詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること)

3 募集の期間(29日間)

令和7年1月10日(金)午前 9時30分から 令和7年2月7日(金)午後 1時まで ※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年3月1日(十)から令和7年3月31日(月)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示 し、職員本人の<u>書面による</u>同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために 必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:

○担当者名 : 近畿厚生局 総務課 |

- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和7年2月14日(金)までに通知する予定
- ※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先(問合せ窓口)

近畿厚生同	総務課	ļ.
/distance		il v S

電話: 【内線】 E-mail:

- (注1)次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3)退職すべき期日又は<u>令和7年2月7日</u>までに国家公務員法の一部を 改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員法 に定める定年(60歳等)に達する職員
 - (4) 令和7年1月10日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和7年1月10日から令和7年2月7日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた

- (注2) 応募者が次の(1) から(5) までのいずれかに該当する場合には、 不認定となる。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3)懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
 - (5)上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数3人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は3人、応募受付人数の上限は4人とする。
 - ※ 募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付 人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集 人数(認定予定者数)より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 5番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項(注2)に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当しない 応募者の数が3人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により当 該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

別添23

令和6年11月28日九 州 厚 生 局

九州厚生局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

実施権者	区分	募集の対象
		│ │ 左記のもののうち一般職の職員の
		 給与に関する法律の医療職俸給表
	九州厚生局に勤務する	(一) の適用を受ける職員以外のもの
九州厚生局	もののうち九州厚生局	で、 <u>令和7年3月31日</u> に45歳以上
長	長により任命されたも	のもの .
	0)	
		※その他応募をすることができない
		職員は(注1)のとおり

2 募集人数

- 1人 ※応募上限数2人
 - ※ 応募した職員の数が応募上限数である2人に達した段階で、募集の期間は満了するものとし、募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する(詳細は別添「「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について」を参照すること)

3 募集の期間 (50 日間)

令和6年12月2日(月)午前 9時30分から 令和7年1月20日(月)午後 1時まで

※ 都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する

4 退職すべき期間

令和7年3月1日(土)から令和7年3月31日(月)まで

- ※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する
- ※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営 の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示 し、職員本人の<u>書面による</u>同意を得た上で、公務の能率的運営を確保するために 必要な限度で当該期日を延期することがあり得る

5 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、下記アドレス宛に原則電子メールにて提出する
 - ○提出先アドレス:
 - ○担当者名 : 九州厚生局 総務課 ▮
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する
 - ※ 令和7年2月3日(月)までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は、(注2)のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を退職すべき期日の前日までに応募申請書と同様の方法で提出する
- 6 本件に関する相談先(問合せ窓口)

九州厚生局	総務課	
電話:		
E-mail:		

- (注1)次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3)退職すべき期日又は<u>令和7年1月20日</u>までに国家公務員法の一部 を改正する法律(令和3年法律第61号)による改正前の国家公務員 法に定める定年(60歳等)に達する職員
 - (4) 令和6年12月2日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年12月2日から令和7年1月20日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受け

- (注2) 応募者が次の(1) から(5) までのいずれかに該当する場合には、 不認定となる。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
 - (5) 上記(1) から(4) までのいずれにも該当しない応募者の数が募集人数1人を超え、別添「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」による場合

「国家公務員退職手当法第8条の2第5項ただし書に規定する必要な方法」等について

1. 認定者数を募集人数の範囲内に制限するための方法

- ① 募集人数は1人、応募受付人数の上限は2人とする。
 - ※ 募集人数は認定予定者数。応募受付人数は応募を受け付ける人数。応募受付 人数は、募集実施要項に適合しない者等が応募してきた場合を想定し、募集 人数(認定予定者数)より多い人数に設定している。
- ② 応募の受付は、メール受信時刻による先着順とする。
- ③ 3番目以降の応募については受け付けない。該当者にはその旨連絡する。
- ④ 募集実施要項(注2)に掲げる(1)から(4)までのいずれにも該当しない。 応募者の数が1人を超える場合には、上記②のメール受信時刻の後着順により 当該超える人数に達するまでの応募者を不認定とする。

2. 応募申請書の提出に関する留意事項

令和6年6月12日厚 生 労 働 大 臣都道府県労働局長

都道府県労働局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、都道府県労働局において、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

任命権者に関わらず、都道府県労働局に所属する①から③のいずれかに該当する職員のうち、令和6年9月30日に50歳以上の者

- ① 本省籍を除く労働基準系統職員
- ② 本省籍を除く職業安定系統職員
- ③ 雇用環境・均等部 (室) 長を除く雇用均等系統職員 ※ 雇用均等系統職員については、どの人事コースを選択していても雇用環境・均等部 (室) 長を除く職員が対象となる。

2 募集人数

全国で30人 ※応募上限数50名

3 募集の期間(約2週間)

令和6年7月2日(火)午前8時30分から令和6年7月16日(火)午後5時15分まで

※ 応募した職員の数が応募上限数に達した日で募集の期間は満了するものとし、その日に募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。

また、応募都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期日

令和6年9月30日(月)

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼす ことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営 を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属している都道府県労働局の応募先(別紙)に提出する。応募は、原則として電子メールによることとする。また、過去の募集に応募し不認定となったことがある者は、不認定の通知書の写しを提出すること。

応募があった都道府県労働局は、提出された「応募申請書」を大臣官房地方課に速やかに転送する(下記③の「応募取下げ申請書」についても同様)こと。

② 選定後、厚生労働大臣により任命されたものについては厚生労働省から、都道府県労働局長により任命されたものについては所属する都道府県労働局から、認定又は不認定の通知書を交付する。

※退職すべき期日の1ヶ月前までに通知する予定。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を応募申請書と同様の方法で提出すること。
- 6 本件に関する相談先

都道府県労働局総務部総務課(別紙のとおり。)

- (注1)次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 令和6年9月30日までに国家公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律 第61号)による改正前の国家公務員法に定める定年(60歳)に達する職員
 - (4) 令和6年7月2日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年7月2日から令和6年7月16日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者
- (注2) 応募者が次の(1) から(5) までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3)懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事 管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
 - (5)上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者が募集人数を超え、

次の方法による場合

- ① 募集人数を限度として、以下の方法で認定する。
- ア まず、令和5年度の都道府県労働局に所属する上記1①から③に該当する 職員を対象とした早期退職募集に応募し、上記(1)から(4)以外の理由 で不認定となった者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。
- イ 次に、ア以外の者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。
- ② 生年月日が同じ者があるため、①の方法によっても募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、受付が早い者から順次に認定する(※)。
 - ※ 受付日時は以下により判断することとする。 メールによる応募・・・都道府県労働局の応募先での受信日時
- ③ ①及び②の方法によって認定されなかった応募者は不認定とする。

早期退職募集に係る応募先及び相談先一覧 局名 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※				応募先(メールアドレス・住所)						相談先		
	局名		総務課長	総務企画官	課長補佐(人事計画官)	課長補佐	住所	電話番号	総務課長	総務企画官	人事計画官	総務課長権
1	北海	道					札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎					
2	青森	*					青森市新町2-4-25 青森合同庁舎					
3	岩手			34			盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階					
)4	宮城	ů 🔚					仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎		(総務調整官)			
5	秋田						秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎			_		35
6	山形	<u> </u>					■ 山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階					
7	福島						福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階				_ =	
8	茨城	ž 📕					水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎					
9	栃木						宇都宮市明保野町1番4号宇都宮第2地方合同庁舎					
0	群馬	Ę .	Ti Ti				前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎9階					
	埼玉	E .			-		さいたま市中央区新都心11番地2		(総務調整官)			
2	千葉						千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎					
3	東京	ē					東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎					
1	神奈	別					横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎					
5	新潟						新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階		(総務調整官)			
6	富山	LI -					富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5階					
7	石川	ıi					金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階					
3	福井	‡ 					福井市春山1丁目1番54号福井春山合同庁舎14階					
9	山梨	il I					甲府市丸の内1-1-11					
)	長野	F					長野市中御所1丁目22-1					
	岐阜						岐阜市金竜町5丁目13番地					
2	静岡	ā —					静岡市葵区追手町9番50号					
3	愛知	a P					名古屋市中区三の丸2丁目5番1号			\(\(\)		
4	三重	£		J			津市島崎町327番2					=

	局名			応募先(メールアドレス・住所)					相談先					
L.	间省	総務課長	総務企画官	課長補佐(人事計画官)	課長補佐	住所	電話番号	総務課長	総務企画官	人事計画官	総務課長補佐			
25	滋賀					大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4F					HC.			
26	京都			<i>p</i>		京都市中京区両替町通 御池上ル金吹町451		-						
27	大阪					大阪市中央区大手前4丁目1番67号		34						
28	兵庫					神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階								
29	奈良					奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎								
30	和歌山					和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎								
31	鳥取					鳥取市富安2丁目89-9								
32	島根					松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F								
33	岡山					岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎								
34	広島					広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館								
35	山口					山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館								
36	徳島		3		20 20	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎								
37	香川		,			高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階		(総務調養官)	_					
38	愛鰻			-		松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階			—					
39	高知					高知市南金田1番39号								
40	福岡		11		Y	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号		(総務調整官)						
41	佐賀					佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階					1.0			
42	長崎					長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル 3階			-					
43	熊本					熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階								
44	大分			31		大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階		3						
45	宮崎					宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階								
46	鹿児島					鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階								
47	沖縄		<			那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第二地方合同庁舎1号館4階								

令和6年11月11日厚生労働大臣都道府県労働局長

都道府県労働局早期退職募集実施要項

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、都道府県労働局において、次のとおり早期退職希望者の募集(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条の2第1項第1号)を行う。

1 募集の対象

任命権者に関わらず、都道府県労働局に所属する①から③のいずれかに該当する職員 のうち、令和7年3月31日に50歳以上の者

- ① 本省籍を除く労働基準系統職員
- ② 本省籍を除く職業安定系統職員
- ③ 雇用環境・均等部(室)長を除く雇用均等系統職員 ※ 雇用均等系統職員については、どの人事コースを選択していても雇用環境・均等部(室)長を除く職員が対象となる。

2 募集人数

全国で50人 ※応募上限数70名

3 募集の期間(約2週間)

令和6年12月9日(月)午前8時30分から 令和6年12月23日(月)午後5時15分まで

※ 応募した職員の数が応募上限数に達した日で募集の期間は満了するものとし、その日に募集の受付を締め切る。その場合は直ちに周知する。

また、応募都合により募集の期間を延長したときは直ちにその旨周知する。

4 退職すべき期間

令和7年2月28日(金)から令和7年3月31日(月)まで

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼす ことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の書面による同意を得た上で、公務の能率的運営 を確保するために必要な限度で当該期日を延期することがあり得る。

5 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」(別紙様式1)に必要事項を記入の上、募集の期間内に、所属している都道府県労働局の応募先(別紙)に提出する。応募は、原則として電子メールによることとする。また、過去の募集に応募し不認定となったことがある者は、不認定の通知書の写しを提出すること。

応募があった都道府県労働局は、提出された「応募申請書」を大臣官房地方課に速や かに転送する(下記③の「応募取下げ申請書」についても同様)こと。

② 選定後、厚生労働大臣により任命されたものについては厚生労働省から、都道府県 労働局長により任命されたものについては所属する都道府県労働局から、認定又は不認定の通知書を交付する。

※退職すべき期日の1ヶ月前までに通知する予定。

※不認定になる場合は、(注2)のとおり。

- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、退職すべき期日の前日までに 「応募取下げ申請書」(別紙様式2)を応募申請書と同様の方法で提出すること。
- 6 本件に関する相談先

都道府県労働局総務部総務課(別紙のとおり。)

- (注1)次の(1)から(4)までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
 - (3) 令和7年3月31日までに国家公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律 第61号)による改正前の国家公務員法に定める定年(60歳)に達する職員
 - (4) 令和6年12月9日(募集開始日)において懲戒処分(ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。)を受けている者又は令和6年12月9日から令和6年12月23日まで(募集の期間内)に懲戒処分を受けた者
- (注2) 応募者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。
 - (1) この募集実施要項に適合しない場合
 - (2) 応募後に、懲戒処分を受けた場合
 - (3)懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
 - (5)上記(1)から(4)までのいずれにも該当しない応募者が募集人数を超え、

次の方法による場合

- ① 募集人数を限度として、以下の方法で認定する。
- ア まず、令和5年度の都道府県労働局に所属する上記1①から③に該当する 職員を対象とした早期退職募集に応募し、上記(1)から(4)以外の理由 で不認定となった者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。
- イ 次に、令和6年度第1回の都道府県労働局に所属する上記1①から③に該当する職員を対象とした早期退職募集に応募し、上記(1)から(4)以外の理由で不認定となった者について、生年月日の早い者から順次に認定をする。
- ウ 最後に、ア、イ以外の者について、生年月日の早い者から順次に認定をす る。
- ② 生年月日が同じ者があるため、①の方法によっても募集人数から認定をすることとなった者の数を控除した残数があるときは、募集人数を限度として、受付が早い者から順次に認定する(※)。
 - ※ 受付日時は以下により判断することとする。

メールによる応募

都道府県労働局の応募先での受信日時

③ ①及び②の方法によって認定されなかった応募者は不認定とする。

	局名			応募先(メールアドレス・住所)					相談先		
	/8/10	総務課長	総務企画官	課長補佐(人事計画官)	課長補佐	住所	電話番号	総務課長	総務企画官	人事計画官	総務課長補
)1	北海道					■ 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎			•		
)2	青森			10		■ 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎					
3	岩手					盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階					
04	宮城			*		仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎		(総務調整官)	_	a	
)5	秋田					秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎					
)6	山形					山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階				A.I	
07	福島					福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎4階			سد		
8	茨城					水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎					
9	栃木					宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎					
0	群馬					前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎9階					
1	埼玉					こいたま市中央区新都心11番地2		(総務調整官)			
12	千葉					千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎		HOME IN			
13	東京					東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎			,		
14	神奈川		91			横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎					
15	新潟		122		ï	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階		(総務調整官)			
16	富山					富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎5階					
17	石川			ж.		金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎6階					
18	福井			N.,		福井市春山1丁目1番54号福井春山合同庁舎14階					
9	山梨					甲府市丸の内1-1-11					
0	長野				H	長野市中御所1丁目22-1					
1	岐阜					岐阜市金竜町5丁目13番地					0
2	静岡					静岡市葵区追手町9番50号					Ĭ,
3	愛知					名古屋市中区三の丸2丁目5番1号					
4	三重					津市島崎町327番2					ii.

	E#							相談先			
_ '	局名	総務課長	総務企画官	応募先(メールアドレス・住所) 課長補佐(人事計画官)	課長補佐	住所	電話番号	総務課長	総務企画官	人事計画官	総務課長補佐
25	滋賀					大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎4F					
26	京都					京都市中京区両替町通 御池上ル金吹町451		<u> </u>	_		
27	大阪					大阪市中央区大手前4丁目1番67号					
28	兵庫					神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階					
29	奈良				`	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎					
30	和歌山					和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎	-				
31	鳥取		N. Company			鳥取市富安2丁目89-9					
32	島根					松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F					
33	岡山					岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎					
34	広島					広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館]			-1.	
35	山口					山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館					
36	徳島					德島市德島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎					
37	香川					高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階		(総務調整官)			
38	愛媛		90			松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎6階					
39	高知					高知市南金田1番39号					
40	福岡					福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号		(総務調整官)			1
41	佐賀					佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階					
42	長崎					長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル 3階					
43	熊本					熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階					
44	大分		and the state of t			大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階					
45	宮崎			, in		宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階					
46	鹿児島			-		鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階					
47	沖縄		,			那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第二地方合同庁舎1号館4階					